

個人

著作権等管理事業法の制度及び運用等に関する意見

私は、イラストやキャラクターのマーチャンダイジングをプロデュースすることを業とし、会社を設立して活動しているが、現行法上では登録義務はなく、登録は行っていない。従って現場の実態を踏まえ、著作権等管理事業法(以後、当法という)の問題点について意見を述べる。

当法は、旧法からの改正により構成されているため、その条文内容が音楽著作権の管理を前提としている傾向が強いように思える、また、著作者の保護という観点から見れば、実態に即しておらず、もっと広く当法を適用できるように、改善すべきと考える。

近年急速に市場が成長している「イラスト」や「キャラクター」(注1)に関わる「商品化権」(注2)ビジネスは、その原作となる著作物の形態が様々で、著作者の立場も多様である。尚且つ、利用者の使用形態(商品化する品物)も様々であるため、そこに関わる仲介業者も様々であるが、事業者には当法は勿論、著作権法に対する知識や認識が無いため、大手業者の業務形態や契約書を参考に、取次ぎ業務を行う業者も少なくない。また、ひとたびヒットすると、一つのキャラクターで数百億円の市場を生み出し、そのロイヤリティ収入は億円単位になるので、著作者に人格権の行使を制限することを、契約に際し強制するなどといったことも、頻繁におきている。また、使用料の分配も、業者が一方向的に設定するようなことが多く、著作者の権利が十分に守られていない実態がある。しかし、多くの場合、著作者は個人であり、作品を発表する機会が欲しいという立場の弱さから、こうした不当な契約にも応じてしまう傾向がある。後日、契約の不当性に気づいても、経済的にもゆとりが無いため、裁判に訴えるといったこともできず、多くの場合は泣き寝入りしているという実態があることを、十分認識してもらいたい。

こうした実態を是正しなければ、「著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護するとともに、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にし、もって文化の発展に寄与することを目的とする」という当法の目的は達成されないと考える。この目的達成のため、現行の当法に、下記の点を考慮した条文の追加を提案する。

- 1.現状の登録事業者である「指定管理事業者」(現行当法に定める指定管理事業者と同じ)と「著作権等管理事業者」(現行当方に定める著作権等管理事業者と同じ)は、現行の当法にて運営・管理し、新たに非一任制でのみ請負え、著作権の運用を目的とした「著作権等運用事業者」(仮称)を設け、著作権を取り扱う全ての事業者を登録の対象とし、文化庁の管理の下に置く。
- 2.「著作権管理士」(仮称)制度を新たに設け、(1)により登録された事業者は、その形態に関わらず「著作権管理士」を置くことを義務づける。

(1)により解決される問題点

A.新たな登録規定を設けることにより、著作権に関わる事業者を、その目的・形態を問わず、広く文化庁の管理下に置くことが可能となり、必要に応じ、命令・行政指導・罰則の科料等を行うことができ、著作者の保護と著作物の有効な活用が、適正に行われるよう、改善できると考える。

B.昨年度の「著作物の流通・契約システム」の調査研究報告書では、著作物の流通をデザインするプロデューサーやエージェントの重要性訴える意見があるが、この意見は、現状を反映した意見と考える。

しかし、こうした事業者は、独自に業務を行ったり、大手業者のマニュアルを模倣したりと、著作権法を遵守した業務方法の確立に苦慮しているといえる。こうした点が、先に述べた問題を発生させる原因ともなっていると考える。こうした事業者を新たに登録し、把握することにより、文化庁の指導が有効に生かされ、著作権を有効に運用する事業者の育成が可能となると考える。

(1)の具体的な内容

新たに「著作権等運用事業者」を設けた場合、対象となる事業者の業種・業態は、玩具や文具、雑貨・衣料のメーカーから食品関連メーカー、或いは広告代理店・放送関連・出版関連企業は勿論のこと、アニメーション・映画関連企業やコンピューターやゲームソフト関連企業等、様々な事業者が考えられる。それぞれの企業には属する業界があり、監督する官庁もまた様々である。こうした点を考慮すると、登録に際して、あまり細かい規定や基準を設けることは、企業の活動の妨げとなる可能性や、利益を損ねる可能性があるため、登録規定や基準は緩やかにすべきと考える。

この「著作権等運用事業者」を新たに設ける主たる目的は、第三者の著作物を利用し、利益活動を行う者(企業)に、著作権法を理解し、これを遵守するよう、文化庁が指導・監督するために、関係企業とその実態を把握することにある。従って、その間口は広く取ることが、結果的には、著作者の権利と利益の保護につながると共に、著作権を活用した経済活動の、健全な育成と発展に寄与するものと考えられる。ただし、登録対象は、直接著作者と契約する事業者に限り、契約事業者を通して著作物を二次利用する者は、登録対象から外す。これは管理業務が煩雑になることを避けると共に、責任の所在を明確にするためである。

次に、この「著作権等運用事業者」をどう指導・監督していくかが問題となる。現行の当法の規定は、現在登録されている「著作権等管理事業者」の運営や目的には則していると考えられるが、プロデュースを主たる目的とする「著作権等運用事業者」には適さない。そこで「著作権等運用事業者」に対して、下記の規定を設けるべきと考える。

1.「一任制の契約を禁止する。」

一任制の契約は、著作権の譲渡を意味するので、著作者の利益を保護することを目的とした「指定管理事業者」と「著作権等管理事業者」のみが行えるようすべきである。

2. 「委託者の人格権の行使を差し止める契約を禁止する。」

委託者の人格権、特に著作権法第二十条の権利の行使の権限を留保することにより、契約締結後、委託者に不利益が生じた場合、委託者は著作物の使用を拒否することにより、損害を回避することができる。

3. 「委託者は、事業者に対し、契約に基づき行われる、業務及び経理に関わる一切の情報の開示を求めることができる。」

著作権等運用事業者を設けた場合、その契約内容は、事業者により様々になると予測される。従って、委託者の権利と利益の確保は、委託者本人による自己責任となる。従ってこの規定が必要であると考える。

4. 「著作権等運用事業者は、委託者と締結した契約書の複製を、契約締結後一ヶ月以内に、弁護士または著作権管理士(後に詳しく述べる)の確認書と意見書を添付し、文化庁に提出しなければならない。」

これは「著作権等管理事業者」の約款に相当するものである。著作権等運用事業者は、その業種・業態が様々で、利用方法も様々であるため、一定の約款を事前に決めることは困難である。しかし、何らのチェック機能も有さなければ、結果的に法を犯すことを助長しかねない。従ってこの規定を定めるべきと考えるが、実際に行った場合、提出される件数は、かなりの件数になることが予測される。そこで事前に弁護士または著作権管理士に監修させ、問題となる可能性がある部分は訂正させるか、または、訂正の必要が無いと判断した意見書を添付させることにより、文化庁が迅速に契約内容を把握し、対応できるよう考えたものである。

5. 「著作権等運用事業者及び委託者は、文化庁より契約の修正の指示がなされた場合、速やかに、これに応じ契約を修正し、再契約しなければならない。」

これは、(4)に対する対応措置である。

6. 「契約者の何れか一方に疑義が生じた場合、契約の監修に当たった者は、その責務において、調停に努めるものとする。」

これは、この制度を導入した場合、著作権法第六章に定めるあつせんの申請が増えることも予想されるため、そうした事態を未然に防ぐことを目的に考えたものである。「著作権等運用事業者」の制度は本来、民法に基づく自由意志と自己責任による契約を前提としている。従ってこうした不測の事態もありうると考えている。

以上の規定を設け、これに違反した者には罰則を与えるべきと考えるが、たとえ違反した者との間で締結された契約であっても、その有効性については、司法の判断に委ねるべきと考える。

(2)により解決される問題点

A. 最初に述べたような現場の問題は、単に監視を強化し罰則規定を設けても、抑止力とはなりうるが、根本的な解決とはならない。特許権とは異なり、著作権は誰でも取れるし、日常生活の中でも意識することが少ない。誰もが著作物に触れない日など一日も無いが、それだけに認識されず、その経済価値も軽視されがちである。国民のこうした著作権法及び当法に対する理解とモラルの低さは否定できない。これこそが、問題の根本原因であり、可及的速やかに解決を図らなければならない点

である。しかし、全ての国民の意識改善を速やかに行うことは、物理的にも経済的にも困難である。

著作権管理士の制度は、こうした問題に迅速に対応するために考えたものであり、著作権を利用し利益活動を行う者の指導と監視に当たらせることで、経済活動の中での著作権の認識を高めることにより、結果として広く国民に著作権を再認識させることができると考えている。

B. 著作権は無方式主義を取っているので、特許権のような弁理士を設けなくとも、その権利を取得できる。しかし、その結果として、著作権法を意識する機会も少なく、著作権についてアドバイスできる人間も、弁護士に限られてしまっている。著作権管理士はこうした現状を改善するために、著作者も利用者も、精神的・経済的に気軽にアドバイスを受けられる窓口として機能させれば、より正しく、迅速に著作権法の理解と著作権の運用を促進することができると考えている。

(2)の具体的内容

著作権管理士は、身近な著作権のアドバイザーであり、著作権教育の現場指導員としての役割が最も期待される者であるが、一方、文化庁の下部組織として、著作権の保護と、運用の監視も担うこととなる。従って、能力検査を行い、一定の成績を収めた者に、文化庁が資格を与えるべきではあるが、その必要人員は、相当数となるので下記の点に留意し、制度を設けるべきと考える。

1. 資格を与える者に、どの程度の能力(著作権法及び、周辺権利に関わる知識の習得)を求めるかは、専門家による審議が必要と考えるが、必要人員の数を考慮すれば、あまり高い能力を求めるべきではないと考える。また、著作権法は、判例によりその判断が頻繁に変わる点を考慮し、免許は更新制として、更新する条件として、文化庁が定めた講習を定められた回数、受けていることとし(例:更新は2年とし、更新までに最低4回の講習を受けていない者は、更新を認めない。更新の保留期間は6ヶ月とし、保留期間に講習を受講しない者は、免許を取り消す保留期間の活動は、これを禁止する)人員を広く確保し、その後の教育に力を入れるべきと考える。
2. こうした、著作権管理士の質の維持に掛かる経費は、本来文化庁にて負担すべきではあるが、必要人員の数から鑑みても、やはり、実費を自己負担させることが妥当であると考え。しかし、ここで問題なことは、そうした経費を負担できるよう、つまり業として成り立つよう、制度を作ることが大切である。(1)で述べたような、法整備がなされるならば、需要は有るので、問題は無いと考えるが、ただ、著作権管理士の制度だけを運用しようとするのは、無理があるように思える。反面、管理士に対する報酬も、各個人の自由というのでは、相談者の経済的負担を軽減する、という目的が達成されないことも考えられる。そうした意味からも、制度の設定に際しては、報酬金額のガイドラインを設ける等の、細かい配慮が必要と考える。できうるならば、管理士の報酬に対しては、文化庁の特別税を課し、その収入をあつせん制度に充て、誰もが、安価であつせん申請ができるようになれば、著作権の保護と有効活用に利すること大と考える。

3.(1)の「著作権等運用業者」制度を設け、著作権管理士を置く目的は、企業における著作権に関する法の遵守とモラルの向上を図り、以って著作権の保護と、適正な運用を図ることにある。従って、管理士が企業に常駐する必要はなく、その形態は完全雇用・契約社員・顧問契約など、必要に応じて、指示・指導ができればよいと考える。

[考察]

本意見書にて申し述べたい点をまとめる。

1.当法の適用事業者の範囲を広げ、事業者の業務形態に関わらず、当法により、適正な著作権の管理及び運用がなされるよう改めることを提案する。

当法は、著作権の管理及び使用料の適正な回収を主たる目的としているため、登録に該当する事業者の形態は非常に限定的である。これは逆説的に解せば、登録規定に該当しなければ、当法の適用外となり、自由に業務が行えることともいえる。

実際の現場では、例えば、絵本の出版権を得た出版社が、本のヒットにより発生した商品化の窓口で、著作者と何ら契約することなく、勝手になったり。外部デザイナーにより制作したキャラクターを商品に使用したところヒットしたので、原作者と一方的に契約を結び、その権利を独占するなどといったことが、日常的に行われている。ある業界では、「描き屋」という習慣が残っており、イラストレーターが描いた作品を一方的に没収したり、紛失したりといったことが、今でも行われている。

このように業界によっては、利用者(強者)と著作者(弱者)の関係が、それまでの習慣から、一方的に決定づけられているといった実態が現在でも残っている。こうした事態を正さないまま、ただ、管理・回収を代行する事業者を登録し、管理しても、何ら著作権の保護にはならないと考える。現在は更に、著作権の活用が強く望まれるようになったが、こうした悪しき習慣の排除が不十分なままの活用は、更なる権利の搾取と独占に繋がるのではないかと憂慮している。

著作権は、国民全てが持っている権利と言っても過言ではない。そして、その作品一つ一つが、大きなビジネスとなる可能性を秘めている。この点を最も良く理解しているのは、利用者である。その利用者が、大きな資本を元に、権利の独占に走ったなら、また、利用者の持つ市場での力を背景に、原作者に対し一方的な契約を迫ることが当たり前の社会になったなら、本来、創作者の権利を守り、新たな創作を生み出す力となるはずの著作権法が、逆に原作者の自由な意志を制限する道具として、使われることになるかと憂慮している。

反面、著作者及び著作物を総合的にプロデュースし、活用できる能力が求められている現在では、その手法や経済的リスクを鑑みれば、事業者に対して、ある程度の自由裁量を認めなければならないのも事実である。であるならば、著作権法の根本である、創作者の表現と経済的利益を守るという精神に基づき、人格権の行使を差し止める契約を禁止し、二次的著作物の制作については、その契約内容に関わらず、著作者の同意を得ることを当法において義務づけ、それ以外については、著作者の自由意志と、双方の信頼関係に委ねるべきと考える。

2.現場で発生している諸問題の根本原因は、国民全体の著作権に対する、認識とモラルの低さにある。この問題の早期解決のため、経済活動における著作権の知識と認識を高め、以って法と権利を遵守する土壌を作ることを目的とし、その実務を担う要員として、著作権管理士制度を設けることを提案する。

現場で発生している諸問題の根本原因は、著作権とそれに関わる法に対するモラルの低さにある。こうした意識改革を促すには、先ず当法において(1)で述べたように、著作権を利用する企業を、文化庁の管理下に置き、指導・監督ができる環境を作ると共に、その業務を円滑に行う要員として、「著作権管理士」の制度を定め、運用することを提案した。こうした強制と監視の目を企業に向けることにより、著作権に対する企業の考えと姿勢を正すことができる。結果として、著作権が経済活動において、特許権と同じく認識されることになり、自ずと社会全体が、著作権に対し、注意を払う環境ができあがると考えている。

一方、著作権の活用を望む声も高まっており、著作権をプロデュースできる企業や人材の育成は急務である。

こうした点を考慮すると、ただ監視や法的解釈を指導するだけではなく、著作権を理解し、現状に即して運用するためのアドバイスやサポートができる人材が必要となる。こうしたニーズを考慮して、(1)と合わせ、著作権管理士の制度を設けることを提案した。

(注1)

「漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいうべき抽象的概念。」(最高裁 平成9年7月17日判決)と定義されるが、現状では、ゲーム及び商品用にデザインされたイメージイラスト(たれバンダやザ・ドック等)もキャラクターとして、著作権を基に、契約・商品化が成されている現状をふまえ、これらを含め「キャラクター」と称する。こうした作品は、著作権による保護か、意匠権による保護かは、議論がなされるところではあるが、本意見書の主題からは外れるので、ここでは除く。

(注2)

「商品化権」は成文法で定められた権利ではないが、その言葉の使用実態から、「著作物を商品の付加価値として利用する権利、及び二次的著作物を創作し、使用する権利」と解することができる。これを著作権法に置き換えるならば、第27条及び第28条に当たると考えられるが、ここでは実態に合わせ「商品化権」と表す。

以上

個人

JASRAC を始めとする著作権等管理事業者は、その集約的管理機能と組織としての強みから、強力な圧力団体として機能している。

これによって、判例が確立していないインターネットを通じた利用や、今まで問題があるとは認識されていなかった個人利用や非営利利用に関して、団体が提示した利用許諾方針が実質的なルールとして、受け入れられざるを得ない状況になっている。

(例を挙げれば、街頭演奏と変わるところのない音質でしかない midi ファイル公開や、福祉団体の活動からの利用料徴収、批評を含む適正な引用への「不許諾」や利用料要求、中古ゲームソフト問題に見られるような財産処分権の否定等々)

さらに、これらの団体の力が強すぎるため、新しい時代に合った適正な著作権の流通方法を模索するよりも、旧来のシステムを防衛するための圧力活動に終始する傾向があり、これはドッグイヤーに併走する形でシステムの組み替えが必須となる現代において、我が国の致命的な欠点となりつつある。

(海外における AMAZON ショックや iTunes Music Store の成功等によって生み出された、新しい市場構造への転換は、我が国ではことごとく妨害にあって旧態依然のシステムが温存されてしまっており、躍進を遂げるところか衰退の色を濃くしている)

これは、「文化」の発展と普及を目指す著作権法及び著作権等管理事業法の精神に、相反するものであり、統一的なルールの策定と指導によって著作権の濫用を防止し、著作権法の精神に背馳しない適正な権利行使を目指すべきである。

目先の不況を免罪符に、コンテンツプロバイダー側の権利ばかりを肥大させ、消費者の利便性や権利を削減していけば、ただでさえ縮小傾向にある旧来のメディア市場はさらに衰退して創造力を失い、政府の描く知財立国構想など、画餅に帰することは間違いないと考える。

以上。

個人

今年、5月に著作権協会さんから、理不尽に思える対応があり、やむなく、支払をさせられることになったのですが、このことを、ホームページ上に公開しましたところ、なんと、多い時は、一日に約1万4千件近くのアクセスがあり、今も、引き続き、その状態が続いています。

著作権問題が、国会でも、論じられていることに、大変多くの方々が期待していることも、ネットでよくわかります。著作権そのものを、否定するつもりは、まったくありませんが、現実問題として、かなり、強行なやりかたで、また、その算定方法なども、時代に合わない、矛盾したものなので、見直し、改善をもとめるたくさんの方の市民の声があることにも、是非、耳を傾けてほしいと思います。

以下は、銀河のほとりのホームページ6月30日の日記です。

私の敬愛する宮沢賢治は、『北ニ ケンカヤソショウガアレバ ツマラナイカラ ヤメロトイ』と、雨ニモマケズで書き残しています。

だから、ケンカヤソショウをするつもりは、私には、ありません。

本当は、こんなこと、日記に書くのは、恥ずかしいのですが……。もし、時間の許す方、興味のある方には、読んでいただきたいのです。

音楽著作権協会さんの、指導により、銀河のほとりでは、当面の間、音楽活動が、できなくなりました。事の次第は、こうです。

まず、著作権協会から、『音楽著作物利用許諾申込書』というのが数回に渡り、おくられてきました。料金規程など説明書は入ってきましたが、バーや、カラオケ基準のようで、どういうことか、わからないので、問い合わせの電話をいれたところ、(5月末)

「飲食店で、ライブや、歌声喫茶をやるためには、包括契約というのが必要で、音楽活動をはじめたときにさかのぼって支払わないと、法的手段に出る。」と、いきなりいわれました。

銀河のほとりでは、歌声喫茶は、月に一度、約一年間、亜み物代として¥500いただき、5~25名で開催しました。このことについては、

<http://newvoice.lucky-bits.com/iine/back/2003-2-6/2-6.html> もごらんください。

また、ライブも、年数回で、ほとんどが、著作権に関らないオリジナルだと説明して、使用した曲については、支払したいと伝えたのですが、

『飲食店には、そのような扱いはできません。裁判で、立証することは、困難でしょう？裁判には、お金がかかるんですよ。そのような、ぜんれいもありますから。払う気がなかったら、法的手段に出ます。1週間時間をあげますから、契約書に印鑑を押して、返送するように』と電話を、切られました。

それで、びっくりして、いろいろ調べたのですが、

非営利組織等では、主意書や、パンフレット、プログラムなどですむそうですが、飲食店には、

一曲ごとの使用料として清算することは、と許されないそうなのです。包括契約しかない！

向こうの言い分だと、ウチの客単価¥850 くらい、客席数20以下で生演奏をする店は、使用料規程の表3 客席数20席以下、客単価¥2000 以下、月60時間までの生演奏にあてはまり、月額¥9000 となり(それ以下の区分はなく)、一旦契約したら、何もやらない月の分まで払わなければならないことになります。たとえ、年に数回だとしても。それが、著作権にかからなくても。

これを、営業(音楽活動)開始まで さかのぼった分まではらい、かつ、現在の分まで払うとなると、大変です。

『月額¥9000 でできますから、払えばいいんです。』と簡単に言われても、いまの、銀河には、そんな金も、力もない。店を止めるしかないの？著作権にかからない、オリジナルライブさえ、なぜ、規制されるの？(万が一、ライブなどをしたら、たいへんなことになりそうです。)

と、疑問が尽きません。『裁判で、著作権にかかる曲をやっていないことを立証できないでしょう？』といわれても、確かに裁判に、傾ける力も金もない。

それも、契約書には、客単価や、席数、何故かホステス数というのはあって、売上の欄がない？それに、計算の仕方には、ボトルキープとかテーブルチャージ、コース料理の金額が算定の基準になっているんです。ちょあと、銀河のほりとずれすぎです。その中から選択しなければならないのですが、どうやって選べっていうんでしょう？70歳のばあちゃんと、障害のあるスタッフをそこにいれろということでしょうか？

フリーのアーティストの活動で、公共の施設でも、営利目的などは制約があり、使用料が別料金だったりして、入場料もとれなかったり、時間も融通が利かないことも多いので、お店を開放すれば、今度は、店に、著作権の契約料がかかる。

私には、理不尽に思えるのです。自由に歌えない！事前に届や契約が必要？お金がないと、こんなことまで、許されないの？これが、著作権法、法律なの？誰のための法律？何で、著作権のないものや、人まで規制されるの？

これは、あくまでも、担当者への非難ではありません。担当の方も、それが、仕事、マニュアルのようです。

一時は、ショックでホームページも続けられないくらい体調をくずしましたが、(それに4~5キロやせました。食事がのどを通らなくて。おかげさんで、今までやせたことのない私が、だいえっとにせいこうしました?)

実際2004.6.13水カンリンバコンサートをやったということで、何もやらなかった月の分もビシーと、2003.1.16の1回の歌声喫茶をやった時から、18ヶ月分払うことになりました。

それにしても、月¥9000しか払えない、銀河も かなりなさけないです。

というわけで、この支払が終わる 来年の12月頃まで、音楽活動はできないことになりました。そのあとのことは、払い終わってから、考えようと思います。BGMも、『著作権のないものに限る』という主張は、できないそうです。

ホームページでは、本名や、住所などを非公開にすることもできます。

でも、お店などをやっている、逃げも隠れもできません。

このようなことは、自分のことだけの問題ではないとおもい、ここに、公開させていただくことにしました。

はじめに申し上げたように ツマラナイカラ ケンカヤソショウをしたくてか
いているのではないことを どうぞご理解くださいね。

でも、銀河のほとは、心と体と地球のための自然食レストランです。

さらに、自然や、宇宙と調和できるような、生き方を模索あて行こうと思います。

以上、長々と、読んでいただきましたこと、本当に感謝いたします。

正当な対応を受けるための、専用の相談窓口など、早期の対応を期待しています。

個人

音楽著作権について

現在の JASRAC 独占状態は問題が多い

どのような曲にも どんな言語にも課金しようという態度はまともではない

自作曲であっても 完全なオリジナル曲は存在しないとの見解

歌詞のほんの一部の引用も使用料が必要との見解 (もう I love you とも さよなら とも書けない)

小規模店舗が行う年数度のイベントに 毎日営業分の課金を行うのも納得がいかない

街角の盆踊りと同等でかまわないのではなかろうか

個人

おしなべて一律と言うのはどんなものでしょう。

例えば売り上げいくら以上。純利いくら以上。ラインを超えたら超えた分の何%払って下さい。

消費税の納税でもやっていますよね。

売り上げが悪ければ経費倒れになることもあります。私も商売をしていたことがあったので消費税の下限は大いに助かりました。

印税なんてのも、文化の一端として社会を潤滑に、より豊かなものにしてくれる、音楽や小説や漫画やお笑いやパフォーマンスなどに自主的に支払われるもの。文化とか知的財産として貴重なものに対して有無をいわず徴集すること(このような文化的、歴史的、学術的と言ってもいいようなものの維持は結構大変で、毎日毎日たくさんの人が見にきたり聞きにきたり楽しみにきたりと言うものでもなく、維持している人がだいたい身銭を切ってもうけ抜きでやっているのが大部分だと思います。)は、このような活動をしている人を圧迫するばかりでなくお国主導のお粗末な文化政策をもますます貧困にしていく元区だと思います。

民間のバイタリティーはばかにできないもので外国の著名な演奏家が来て、「ここでしかやらない。」とゆうようなライブハウスがこのような馬鹿げた著作権料の取り立ての前に消えてゆくとなると期待はしてはいなかったにせよ馬鹿げたことだと感じるのです。

今はNPOなども多くなってきてはいるものの、国のサポート、環境整備はまだまだで、このようなことを思ってみても弱小経営のお店などには相当の配慮が必要かと思います。

店がやっていけないほどの金額を請求することは国が規制するべきだと考えるのは身勝手なのでしょうか。

以上 JASRAC のあまりにも強引なやり方に何か違和感を覚えているものより。

個人

JASRAC 以外の、IT 時代にふさわしく、音楽利用の公平性に寄与する団体がでてくることを期待する。

JASRAC は徴収方法がいい加減。

このままでは鼻歌や口笛さえ徴収の対象になりかねない。

個人

JASRACとの遭遇

2003年9月13日

音楽家M氏の100人規模のコンサートを公共施設で行いました。

実行委員会形式のコンサートが終了して数日後、事務連絡担当者宛に、JASRACから封書が届きました。

電話での指示通りに音楽著作権使用料を、同封の早見表から算定して1260円を振り込みました。

2004年6月13日

昨年同様、音楽家M氏のサロン・コンサートをレストランGで行いました。

M氏とは、M氏の作詞作曲によるもの、及び著作権の切れたものから選曲して頂くように事前打ち合わせを行っていました。

小額でもJASRACとの経費を発生させないためのあくまでも経費節約を目的とした手だてでした。

ところが、6月30日ブログがブレイクしてしまうほどの晴天の霹靂がレストランGを襲ったのです。

歌声喫茶を始めた8ヶ月前まで遡って「包括契約金」を支払わされたそうです。営業の実態を足を運んで見に来ることも無く、乱暴で横柄でとりつく島のない口調は、まるで借金の取り立てをする消費者金融まが이었다と聞いています。

私は、去年も今年もM氏コンサートの実行委員をしていました。

レストランGさんには、情情的に申し訳なくて仕方ありません。

あるコンサートを開催する場所によって、音楽著作権使用料が異なることには、どうしても納得がいきません。

しかも、選曲が著作権に関係なくとも包括契約で支払わされるって、どういうことでしょうか。

その上、受け取るべき著作者の明示されない「包括使用料」はどのように分配されているのか、私にとっては不思議なことばかりです。

不明瞭な点を説明していただくことと、公正な著作権使用料の徴収及び支払いを行うために必要なことを勧めていただきたいと強く思っております。

個人

来年の1月から音楽ソフトの還流防止ですが、これは百害あって一利なしです。CDドライブに多大な負担を掛けるCCCDやこの事実的な輸入CD規制は音楽CDを沢山買うお得意さまを自ら切り捨てる行為です。こんな事をする音楽業界には未来があるとは思えません。

そしてジャスラックですが、異様に権力を持ちすぎています。

福祉団体で数回ミニコンサートを開いただけで、ビックリするような著作権料を要求されるのです。こんなサラ金の取り立てというか、嫌がらせの様な事をする団体が正当な団体であっていいとは私には決して思えません。

「管理委託契約では信託契約は禁止し委任契約のみを認めることにしろ」といいたいのです。

個人

音楽著作物使用料の徴収問題と、BMI/ASCAPの日本への参入について
音楽著作権管理に関する、問題点と解決策です。

現在、著作権管理事業者が JASRAC 以外にも認められていますが、アメリカ合衆国の音楽家の楽曲を日本の放送などで使用する場合、以下の問題が発生しています。これは、アメリカの音楽家から直接、問題を指摘されている事実に基づいての意見です。

現在、JASRAC は ASCAP の信託楽曲を日本の放送などで使用した場合の代行徴収をしています。アメリカには ASCAP と BMI の2つの団体がありますが、近年 BMI の会員数の方がはるかに多くなり、信託楽曲も増えています。BMI の信託楽曲が日本の放送などで使用された場合の徴収は、JASRAC 会員の音楽出版社などの徴収代理業者を設定することで、このサブパブリッシャー経由にて BMI に支払いが可能になっています。

アメリカの ASCAP メンバの音楽家であっても、自分の楽曲を ASCAP に信託していないケースも増えていて、現在、実体としてアメリカの音楽家の「最近の楽曲」を日本での使用料の徴収は、日本の JASRAC メンバのサブパブリッシャー経由ある場合がほとんどになってきました。

1990年代ごろから、私が仕事で関係のあるアメリカの音楽家から、「日本からの使用料の支払いが全く無いので調査してほしい」と依頼され、いろいろ調べましたが、大半の原因は JASRAC でのランケット方式による一括支払いのため、個別の楽曲の支払いがアメリカの音楽家の楽曲の日本のサブパブリッシャーに支払われていない場合がある、などが判明してきました。

現在日本では、音楽などのコンテンツ産業を輸出産業にするため、経産省主導で進められています。一方、音楽著作物の輸入権設定など、著作物の使用料が本来の著作権者に正確に支払われる仕組みができつつあります。

このような状況下で、放送事業における「ランケット方式」による徴収は廃止すべきと思います。

ランケット方式は、1970年代後半に JASRAC で導入されましたが、それ以前までは、音楽使用料は楽曲ごとに個別に決済していました。

ランケット導入の理由は、放送事業者の支払い効率化という表向きの理由でしたが、実体は、当時の田中角栄 内閣時に、テレビやオーディオ機器の業者や放送事業者が、田中内閣を利用して「ランケット方式により、放送音楽利用が促進すれば、AV機器などの売り上げが伸びる…」など、音楽家の利益とは無関係に進められたのが、ランケット導入の理由です。

(田中角栄はもともと郵政大臣経験者で、放送事業者と結託していたため)

現在は、インターネットなどコンピュータの発達で、音楽使用料の個別徴収が簡単に行える時代であり、もはや「ランケット」による不正確な徴収方式は廃止すべきです。

ここで、BMI と ASCAP メンバへの日本からの支払い問題ですが、これも、JASRAC メンバのサブパブリッシャー経由の支払いを全面撤廃し、日本での支払いは、コンピュータを使用した BMI/ASCAP への直接送金による、US\$ 立て支払いか、もしくは、BMI/ASCAP の日本法人を「対日直接投資」により設立し、JASRAC パブリッシャーを一切経由しない使用料の支払い、にすべきです。

BMI/ASCAP の日本法人を設立することで、別の大きなメリットも発生します。日本在住の音楽家が、日本在住のまま直接 BMI などの会員になることが出来、日本在住であっても「主たる音楽活動地」がアメリカ合衆国の場合、BMI メンバになる方がメリットがあります。

コンテンツ産業輸出推進、という観点からも、BMI/ASCAP の対日直接投資による日本法人設立は大きなメリットがあります。

現状で、日本人が BMI などの会員になるには、米国に移住するか、米国に登録された音楽出版社などと契約し、その米国の BMI 会員の出版社経由にせざるをえません。

そうなると、著作権収入がすべてアメリカ合衆国の課税対象となり日本としての経済効果は薄れてしまいます。

BMI/ASCAP が対日直接投資による日本法人設立すれば、日本の音楽家の著作権収入は「日本での課税対象」になり、日本の国益にも大きな効果をもたらします。本来、著作物の使用料というのは、本来の著作権者に直接支払われるべきで、特別に理由が無い限り、仲介者を入れるべきではありません。仲介者を經由して、裏社会などに利益が流れることがあるからです。

注：「対日直接投資」であっても、日本資本の会社に、BMI/ASCAP などがライセンスして、排他的に名前を名乗らせる、いわゆる、フランチャイズ外資にしてはならない。

個人

意見募集とのことでしたので、送らせて頂くことにしました。

契約・流通小委員会では「新規の管理事業者が参入し」とありましたが、実際のところは JASRAC による独占状態が改善されたようには思えません。

また、恫喝ともとれるような著作権料の取り立てが行われているとの話も聞きます。

ここは一度 JASRAC を解体するといったところまで踏み込まないと、「文化の発展を守る」という著作権法を破壊しかねないのではないかと考えています。

もしくは、管理事業者の権限をもっと限定的なものとし、管理委託契約では信託契約は禁止し、委任契約のみを認めるといった形にするということも検討頂ければと思います。

輸入レコードの件についてもそうですが、このところの著作権を巡る行政・立法の動きはあまりに消費者を蔑ろにしたものだと言わざるを得ません。消費者の立場に立った議論をお願いいたします。

個人

以下のような規定の創設・変更を要望します。

●著作権等管理事業者が、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取しなければならない。
利用者代表でなくても個別の利用者から申請があった場合は、著作権等管理事業者は原則として意見を聴取しそれを公表するものとする。

●使用料の配分においては、著作物の使用状況を正確に把握することに努め、原則として利用者に使用状況報告をさせ、その報告はプライバシーに配慮した上でまとめたものを公表するものとする。

●著作権等管理事業者は、明文化されていない規定に基づいて、使用料の徴収、減額、または免除を行ってはならない。利用者から要請があった場合、使用料または免除の根拠となる規定を文書で示さなければならない。

●著作権等管理事業者は、著作物等の題号又は名称その他の取り扱っている著作物等に関する情報及び当該著作物等ごとの取り扱っている利用方法に関する情報を利用者に提供しなければならない。

●いずれかの利用区分の利用者の50分の1（利用者の数、または使用料において）以上の者から文化庁長官に対し、指定著作権等管理事業者との使用料規程に関する協議を求める請願があった場合は、指定著作権等管理事業者は当該請願を行った利用者から選出した者を利用者代表に準じるものとみなし、使用料規程に関する協議を行わなければならない。

●著作権委託者が、自らもしくは他者に、自らの著作物について特に使用を認める旨、事前に申請がなされた場合、委託者は信託著作権の管理委託の範囲について留保できるものとし、受託者はその使用を認めなければならない。

以上

【著作権等管理事業法の問題点】

「JASRACの音楽喫茶ライブハウスへの巨額過去分請求問題をめぐって」

【1 主旨】

現状の著作権等管理事業法が、権利者と利用者の間にある事業者に対して、本来の権利者自身とは異なる立場たる適切な制限を与えていないがために、著作権管理団体よっての行き過ぎた権利主張が正当視される事態が起っており、大きな社会問題となっています。今後は、この事の分析と議論を深めていただき、より公平な著作権管理の環境を目指す必要があると考えます。管理事業法の内容を以下の主旨において一部改正すべきことを提案いたします。

【2 使用料規定に一部改正】

① 使用料規定 第十三条 2

「著作権等管理事業者は、使用料規定を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するようつとめなければならない。」

この項目は、利用者側にとって重大な問題であるにもかかわらず、単に努力目標程度としかとられない不明瞭な文章となっており、明らかな欠陥です。これを明確な事業者側の義務として具体内容をも示し記述すべきと考えます。

たとえば、使用料規定設定や変更に際しては、代表的メディアを積極的に利用し一般国民の意見を必ず募集し、これに各方面の専門家による分析と見解を加えて広報するといった義務の明記。

② 使用料規定の協議および裁定 第二十三条 2

「指定著作権等管理事業者は、当該利用区分に係わる利用者代表(一の利用者区分において、利用者の総数に占めるその直接又は間接の構成員である利用者の数の割合、利用者が払った使用料の総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払った使用料の額の割合その他の事情から該当利用区分における利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人をいう。以下この章において同じ。)から、第十三条第一項の規定による届出をした使用料規定(当該利用区分に係わる部分に限る。以下この章において同じ。)に関する協議を求められたときは、これに応じなければならない。」

この項目は、第十三条2によつての管理事業者に対する規定に比較した場合、著しく利用者側に厳しい内容であり不公平です。この条項での利用者代表の定義は利

用区分とされる全体枠をどのように判断し、その総数をどのように査定するのかなど、一読しても実質性が感じられないものです。(ひとつの業種全体が同じ利益目的においてまとまっているとも限らない。)使用料規定に対する協議に必要な資格については、より現実的で利用者側にとって簡易な内容に改める必要があります。たとえば、一定数以上の同じ問題意識を持つ利用者により形成された団体や地域の同業者による団体クラスの規模がある場合には、管理事業者は協議に応じる旨の義務は具体的に表記されるべきと考えます。

本来、「第五章 使用料規定に関する協議および裁定」全体の目的としては、料金規定が利用者側の上承の下に成立維持されるべきことを旨として書かれてあるはずですが、上記問題点において実質機能がもたらされていない状況が原因で、次に述べるような現実的な問題の発生へ直結しているものと言えるでしょう。

【3 運用前に提起されたい仲介業務法の問題点】

「著作権等管理事業法詳細解説」(文化庁サイト内)にて、立法までの経過において、以前の仲介業務法の問題点として以下のような意見が述べられています。

(仲介業務法の問題点 ②)

「ジャスラックが巨大な団体であることから、その権利行使及び運用は硬直的かつ画一的なものにならざるを得ず、例えば使用料の画一的決定がなされない限り、許諾を与えることができないということになる。このことは、利用者の新しい形態での利用を困難にし、また事業化を不可能にするとともに、権利者にとってもその経済的利益獲得の機会を喪失させるものである。」

(仲介業務法の問題点 ③)

「利用者側からする問題点として、団体が限定されて独占化することによって、使用料の決定に自由競争原理が働かず、高額な使用料の支払が強制されている。」

こうした仲介業務法に係わっての指摘があったにもかかわらず、結局はこの問題へ適切な対応ができない性質は、管理事業法においても引き継がれていると言わざるを得ません。この問題への分析こそは急務であり、それを軸として今後すみやかに管理事業法の改善を行う必要があると考えます。以下【4】に例を上げるように、ここで引用した指摘の示す状況は、管理事業法へ移行後も何ら変わることなく、現実的な事件となってより深く社会問題化しているからです。

【4 現実に起っている事例】

【① ジャズ喫茶SWAN訴訟問題】

過去10年分(損害賠償)支払いに関してJASRAC側が一方的な主張を行い提訴した。月額使用料金は5万円以上の算定が成されており、一般常識から考えて高額に過ぎるはずである。本来これに異議を唱える利用者側の行為であるものに、「万

引き」などと辛らつな非難をメディアを通じて行っている。調停において減額されたとは言え、経営者は250万円以上の過去分を支払う事になった。

SWANはこの請求に際して支払い義務自体を否定してはいない。ところが、この事件の端緒からJASRACは自らの準備した使用料規定に対する協議は一切認めず、SWAN側による無断使用(犯罪行為)と決め付け即座に提訴に踏み切っている。同時に、近隣同業者に向けてこの件に関する広報物を即座に配布(SWAN裁判に注目するよう示唆)したり、地域メディアに自らの主張を鵜呑みにさせた報道を促すなど、SWAN提訴を見せしめとして、同業者による自らの準備した利用規定への異議申し立てへの威圧を与える目的をも並存させた。

SWANが当てはめられる規定は、1970年に制定された著作権法附則第十四条での免除外業種に対するものである。この法律に関しては、一般飲食店は免除対象であるにもかかわらず、音楽喫茶においては営業実態に対して高額すぎる使用料設定が問題であるとして、経営者側からの異論が制定当初から根強くあったものである。そのため、今日まで円滑な運営には至らない領域である。附則第十四条に関しては、世界の標準的規定に比較して不公平な体系である事は当初から明らかであり、事実、海外から協定違反だとしてクレームがあり、JASRAC自身それを認め廃案の申請を行い、1999年そのような結果を得たのである。その際、附則第十四条によって規定されていた領域と新たな徴収領域との適切な使用料の再調整をJASRACが行ったとは到底言えない経過のまま今日に到っている。また、この時当事者業界(音楽喫茶ライブハウスなどの経営者)への詳細説明や協議などを行った形跡は見られない。こうした状況にあるにもかかわらず、SWAN側は一方的に犯罪者としての扱いを受け、JASRAC側の使用料規定で可能と出来る最大の請求額を突きつけられている。

[② 新潟ジャズプロムナード徴収問題]

新潟ジャズプロムナードは新潟市内のジャズ関係の店舗が行う安価な料金でのコンサートであり、大きくは地域文化の活性化が主旨である。JASRACはこの企画への徴収を行った。当時コンサートの支払いは、入場収益の2パーセントであると使用料規定で設定されていたにもかかわらず、JASRACは複数会場で同時に開催されるこの企画の性格に着目し、無料野外会場さえも含むすべての会場ごとに使用料を個別設定し、こうした判断で可能と出来る最大限の徴収額をはじき出し請求した。実行委員会は、これに対し再考を依頼したが受け付けられなかったため、やむなくJASRAC使用料規定を調査したうえでの妥当と判断された金額を自主的に振り込んだ。ところが、JASRACはこれを不服として返金し、自らの主張する額を強引に徴収した。JASRACはこの際、企画の実行委員長を勤めていたジャズ喫茶SWAN店主への訴訟と関連付けての動きをとった。

[③ レストラン銀河のほとり過去分請求包括契約強制問題]

銀河のほとりは通常は一般飲食店として営業しながら、不定期にライブ演奏の企画を行っていた。JASRACは営業時よりの過去分支払いと以後の月額使用料支払いを包括契約にて強制した。

銀河のほとりの活動は、オリジナル曲やJASRAC管理外の曲を用いた自主活動であり、一部JASRAC管理曲が含まれていた可能性もあったものの、大半は管理外曲である。銀河のほとり側はこのことを説明し、誤って無断使用した分があれば一曲ごとの支払いを行う意向を伝えた。JASRACはこれを認めず、過去営業時間の全てに渡る包括契約相当の支払いを命じ、以後の月額使用に関しても使用曲ごとの支払いは認めず包括契約を強制し、応じない場合は裁判に出る可能性もあるという威圧を行った。

この際JASRACは、「飲食店に対して個別の曲ごとの支払いは出来ない。包括契約以外認められていない。」と明言し、銀河のほとりが年間数回の基本オリジナルの企画を行うことからすれば当然の要求である使用曲ごとの支払いを一切認めようとしていない。しかし、JASRAC使用料規定には曲ごとの支払いが定義されており、明らかにJASRACは偽りを述べて、銀河のほとりにとっては非常に不利な条件である包括契約を強制した。さらにJASRACは「過去営業においてJASRAC管理曲を演奏していないという証明を行うことは出来ないだろうから、訴えられえた場合敗訴するはずである。支払った方が懸命である。」という内容の威圧を行っている。銀河のほとりはやむなく要求された過去分の総額をJASRACに支払ってそれ以後の演奏活動を中止しせざるを得なかった。

[④ コーヒーハウスぱれっと請求問題]

インターネット上の議論においては、障害者援助の目的を持つ喫茶店という側面が強調されているが、問題の本質は銀河のほとりのケースに近いと考えられる。こちらにも、オリジナル企画を中心とする断続的な活動である。本来は、その活動内容の確認を行った上で、JASRAC管理曲を用いる場合は曲ごとの支払いを行うという判断が適切なはずである。

[⑤ ライブハウスDAYTRIP過去分請求問題]

DAYTRIPはオリジナル活動を行うバンドが出演するライブハウスである。JASRACは過去10年分支払いと以後の包括契約を強制した。JASRACは過去使用状況の調査など明確な根拠にしたがってこの請求をおこなっているわけではない。その可能性がある、あるいはJASRAC会員のミュージシャンが出演した可能性があるということで過去分総額の請求が可能だとしている。JASRACはこの地域において一律過去10年の請求を行ったらしく、DAYTRIPに関しては開店以前の年数分をも請求している。

自由な表現活動の現場であるライブハウスにおいては、基本的にバンドの自主的な選択によって曲目が選定され、その大半はオリジナル曲である。ライブハウス側の意向ではなく演奏者がJASRAC管理曲を自己判断で演奏した場合、責任は表現の主体者であるバンド側にあるのは明白である。こうした場合のごく稀なJASRAC管理曲使用のケース(証拠)を取り上げて、経営内容全体に及ぶ責任としてライブハウス側の責任追及を行う事例が他にいくつか報告されている。こうしたJASRACの手法は法的根拠が疑わしいのではないかと推測する。直接侵害者が明らかであるにもかかわらず、間接侵害者(あるいは単にその可能性がある者)に対して厳罰で望む姿勢は論理的にも社会秩序としても不適切ではないかということである。

以上あげた、昨今インターネット上で明らかと成っている事例は氷山の一角に過ぎません。こうしたトラブルが恒常的に起っている主因と思われるJASRACの着想が以下のようにまとめられると考えます。これは【3】で引用した管理事業法制定前に提起されている意見の指摘する問題の現実化に他なりません。

- ①利用者および国民全体に向けて、積極的に使用料規定の内容と成り立ち(背景)を広報し理解を広めようとしていない。それらの把握の責任は全て利用者側にあるとしている。
- ②既に文化庁の承認が下りた使用料規定への異議申し立ては、著作権法を無視した支払い拒絶と見なして強行に対応する。

注)JASRAC使用料規定は解釈によって多義に料金計算が出来るようになっており(新潟ジャズプロムナード問題など)、複雑すぎる設定は一般人の理解を妨げるのに好都合であるという点に留意する必要があります。

[補足]

① JASRACがこうした姿勢で徴収を押し進めるのであれば、最低限、【1】で述べた利用者の権利が守られていてこそ、社会一般の批判に耐えると言い得るのです。しかし、最初に音楽喫茶等の支払い義務を発生させた1970年著作権法改正と附則第十四条制定から、1999年附則第十四条撤廃を経て今日まで、一度も音楽喫茶やライブハウスに対して、冒頭の内容に準ずる公平な権利主張の場が設けられたことはありません。こうした観点からすれば、利用者が著作使用料を支払う義務は認めつつも、一方で妥当と思えない高額料金を前にして支払いに積極的に応じられない態度を取る場合はありうる訳です。ここに、この件においてJASRACが一方的な権利主張で事を通せないはずの根拠が在ると思います。JASRACはこの問題を真摯に捉え、真の打開策を模索しない限り、この領域での著作使用料徴収は今後もひたすら困難を極めるでしょうし、裁判やその他の威圧的な姿勢でこれを打開しようとした場合には、社会的な批判はますます拡大の一途をたどるでしょう。また、著作権協会という社会的に影響力の大きい組織によるこうした利益優先の活動は、著作権そのものが国民生活を脅かす要因であるという誤った理解を導びき増強させかねないものであり、著作物に係わる産業や権利者全般の大きな不利益に結びつく行為といえます。

JASRACのような信託契約に基づく集中的権利者たる組織が最大限の権利主張を行った場合、利用者側は上述のような脅威をさけることは現状の著作権法と管理事業法の下ではほとんど不可能でしょう。それを表す上記のような具体事例が頻繁に起こっているわけですから、このことへの明確な対処が管理事業法の改変として要求されて当然だと考えます。JASRAC側の長期的な意味での利益という観点からしても、根本的な発想の転換が必要なはずで

② JASRACは過去10年に渡る巨額請求の多くのケースにおいて、具体的な侵害内容の提示を行っていません。単に使用料規定で可能な総額を過去分として提示

しているに過ぎないわけです。JASRACの主張は、利用者側がJASRAC管理曲を使用していない証明が出来ない場合、使用責任を法的に追及できるという主張をしています(銀河のほとり、DAYTRIPなど)。利用者側が著作使用の事実が無い事を証明しない限り、JASRACの一方的な要求を受け入れなければならないということです。これは、一般人の感覚からは実に奇妙ですが、おそらくは平成15年6月に付加された著作権法第百十四条2が根拠になっていると考えられます。

第百十四条2の導入は、本来は特許法において必要とされた趣旨が、著作権法に及んだものと言われています。特許法でこうした条項が必要とされた理由は、被告側の生産工程の実態を審議において明確にさせる目的からだと言うことです。この趣旨は特許法においては妥当と言えます。しかし、著作権法に同じ内容の条項を設けたことによって、特許法の環境とはまったく異なる状況を生み出してしまった事を再考するべきでしょう。著作物の一般利用において第百十四条2を背景に根拠の希薄な請求を行うことは、本来の法律の趣旨にそぐわない行為であり、こうしたことが横行するとなれば国民生活に大きな不安を与えることとなります。これは著作権法の問題ですが関連する重大問題として指摘させていただきます。

【 5 新たな条項の提案 】

【1】で提案した使用料規定の利用者の協議に係わる改善策に加えて、使用料規定がさらに客観的な内容に昇華し、現実の環境に順応できるものとなるためのプロセスとして、まったく新たな項目を管理事業法に加えることを提案をします。

使用料規定の承認の段階において、利用者和管理業者間の利益のバランスをより客観的に分析し、双方に対して公平な立場に立って文化庁に助言を行う独立した権限を持つ第三者組織を、文化庁長官の直属として設ける必要があると考えます。このことを定義する条項を管理事業法に新たに加えることを提案します。現状の使用料規定認可のあり方は、利用者の立場への配慮が著しくかけており、国民の眼から隠された場所で決定されている観が否めない訳です。そうして決定された代物が、以後は文化庁の承認を受けているということで絶対視されることとなります。承認に際してより公平な判断を下すためには、外部の専門家による意見を取り入れることが本来不可欠なはずで、狭い関係性の中での認可体制はその環境に順応できる管理業者の有利な内容を通す結果に結びつきやすいのは当然です。

【 補足 】

① 1970年附則第十四条制定の際も明確に当事者との十分な意見交換も行わないまま、高額な支払い義務をこの領域に決定したが為に、大きく利用者の抵抗を受け今日まで問題を引きずっているわけです。端緒において一連の非現実的な方針を避けてさえいれば、より効率的な徴収体制の構築へと、簡潔にものごとが動いた可能性もあったでしょう。強硬方針より地道な手法の積み重ねの方が、長期的な展開を考えた場合JASRACの立場としても得策だったとも思えます。もし当時、ここで提案するような最低限のオープンな意見交換の場が確保され、利用者の立場を考慮

した現実的な使用料規定が熟成され、それに呼応して情報の的確な頒布がなされていたなら、今日この領域での徴収もよりスムーズな状況へと成長していたのではないかと想像します。

② 1999年附則第十四条撤廃による新規徴収領域を新たに内容に加えたJASRACの現在の使用料規定は、非常に大きな問題点を含んでいながら文化庁の認可を通過していることに疑問の念を禁じえません。一例として最も重大な事項を以下に取り上げます。

附則第十四条撤廃後の飲食店分類における新たな徴収対象である、業種2、3、4に対する料金表にはレコード演奏の項目が存在しません。これはこの領域での録音物利用の多くがBGM利用に分類されるであろうという判断で省いたものなのでしょう。当然の事ですが、同じ録音物の利用に関してレコード演奏とBGM使用との二つの利用法に分類した以上、どのような具体条件でそれが成されるかの定義が存在するべきです。しかし、それを使用料規定内に見い出すことは出来ません。これは附則第十四条撤廃後も全く同じ料金規定を継続させられている業種1、5、6から見て、著しく不公平な内容と言わざるを得ません。

ところが、業種2、3、4が、著作権法施行令附則第三条に定める事業でのレコード演奏を行う場合の条件というものが、レコード演奏の定義の項目に付加して書かれてあるのです。この内容はあまりに不可解で読む者を大混乱に陥れます。すなわち、施行令附則第三条とは附則第十四条の支払い免除外領域を指すもので、現状での業種1、5、6と寸分たがわず同じものなのです。つまり、この文言は実質以下のような定義を行っていることになる訳です。

「業種2、3、4が、業種1、5、6と同様の事業に伴ってレコード演奏を行う場合の支払い条件は〇〇である。」

そのような業務の変更をしたのなら、業種区分が変更になる以外の状況は現実には存在できないはず。JASRACはこのような非論理的な表記上の操作を用いて、現行の使用料規定の重大な不備、すなわち「レコード演奏とBGM使用の具体的な定義を一切示さないままに、任意に細分化した業種ごとに両者を都合よく個別適用できるという不備(異常)」を国民の眼から背ける意図があると言わざるを得ません。附則第十四条免除外業種(施行令附則第三条指示業種)と優遇されてきたその他の業種間の異常な格差(差別)を、附則第十四条撤廃後も実質的に継続維持する意図が、公平であるべき使用料規定の中に明確に含まれているということです。

このような、著しく論理性を欠いた(冗談のような)記述を含んだ使用料規定などを、なんら疑問視することなく承認していることは、文化庁の問題点としても今回指摘させていただきます。(また、施行令附則第三条も附則第十四条と共に削除になっています。既に存在しない法律の文言が現状の規定に活用されている事だけでも驚くべきことです。)

個人

●著作権等管理事業者が、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取しなければならない。

利用者代表でなくても個別の利用者から申請があった場合は、著作権等管理事業者は原則として意見を聴取しそれを公表するものとする。

●使用料の配分においては、著作物の使用状況を正確に把握することに努め、原則として利用者に使用状況報告をさせ、その報告はプライバシーに配慮した上でまとめたものを公表するものとする。

●著作権等管理事業者は、明文化されていない規定に基づいて、使用料の徴収、減額、または免除を行ってはならない。利用者から要請があった場合、使用料または免除の根拠となる規定を文書で示さなければならない。

●著作権等管理事業者は、著作物等の題号又は名称その他の取り扱っている著作物等に関する情報及び当該著作物等ごとの取り扱っている利用方法に関する情報を利用者に提供しなければならない。

●いずれかの利用区分の利用者の50分の1（利用者の数、または使用料において）以上の者から文化庁長官に対し、指定著作権等管理事業者との使用料規程に関する協議を求める請願があった場合は、指定著作権等管理事業者は当該請願を行った利用者から選出した者を利用者代表に準じるものとみなし、使用料規程に関する協議を行わなければならない。

●文化庁は、著作権管理事業者が利用者から不正に徴収を行っていないか、厳重に管理し、多数の利用者から訴えがあった場合は直ちに調査し、不正が発覚したならば著作権管理事業者に対し、業務停止命令を発するものとする。

個人

私は、米国フロリダ州に本部を持つ NPO であるウィキメディア財団が運営する、インターネット上でボランティアが編集することで構築されているフリー百科事典、「ウィキペディア」[1]の日本語版ボランティアスタッフを行っている者です。ウィキペディアは世界百カ国語以上で編集が進められており、先般、合計 100 万項目が執筆されました[2]。また、そのウィキペディア上の文章はすべて GNUFree Documentation License (GFDL)[3] の定めるところによって公開されています。GFDL はコピーレフトとして知られる理念に基づいて、他人の編集に加筆したり修正したりすることを可能にします。またこのライセンスは、これに基づいている限り、第三者がウィキペディアのコンテンツを再利用することも許可しています。MediaWiki ソフトウェアもまたソフトウェア向けの同様のライセンスに基づいて自由に利用することができます。

これら私どもの活動は、極めて安価に教育素材を提供することが可能であり、日本のみならず国際的な教育機会の均等にも資するものと自負しており、実際、名誉ある団体から複数の賞をウィキペディアは受けております。しかしながら、日本国内においては著作権法にフェアユースの概念がないこと、政府ならびに政府期間、独立行政法人のサイトにおいて発行されている素材に厳しい著作権上の規定があること、あるいは善意で利用を認めながらも、必要のない規定事項が定められているがゆえに、ウィキペディアにおいては GFDL との関連性を心配する向きから利用が妨げられる画像素材などが極めて多く、その内容の充実に対して大きな障害となっております。

文化庁におかれましては、本来著作権のあるべき姿を目指し、商業的側面からの著作物流通の面のみならず、自由利用マークなどのコピーレフトの概念に沿った制度の整備も、著作権等管理事業法の整備と平行して整備されていることと存じますが、残念なことに自由利用マークは国際的によく知られるコピーレフトの発行基準である GNU 一般公衆利用許諾契約書[4]やクリエイティブ・コモンズ[5]とどのような整合性を持ち、あるいはどのような面で整合性がないのか、まったく判然としないため、ウィキペディアにおいては受け入れることが極めて困難です。フランスではフランス法と矛盾しない GPL ライセンスも研究機関によって制作されていますが、依然として日本においては政府制作物を自由かつ正当に利用する指針については、極めて曖昧です。

実例を挙げるとすれば、NICER (教育情報ナショナルセンター) の整備する理数科系教材[6]や、IPA (情報処理推進機構) の整備する教育用画像素材集[7]には、その必要性や必然性が何ら認められない「学校等教育機関等における教育目的に限り、二次利用を認める。」という権利事項があり、無制限に利用可能であることを謳っているウィキペディア日本語版においては採用が不可能です。なぜ

パブリックドメインの元にこれらの政策によるコンテンツ作成の成果を流通させることができないのでしょうか。同様の例を挙げるならば、政府閣僚の顔写真[7]や、JAXA のアーカイブについても、自由に転載することが難しい状態であり、これはほぼすべてがパブリックドメインの元に解放されている NASA のアーカイブに比べ、極めて遅れているといえます。

政府が政策としてコンテンツ集をつくり自前で管理し権利を主張するのではなく、非政府組織、非営利団体である我々のような組織がより自由に利用可能なフリーコンテンツを整備する時代が、すでに来ております。これは先に日本と中国・韓国で合意に至りましたオープンソースのオペレーティングシステム開発についても、十分な法律面での整備が必要になるものと思われることから、その整備が急務であるといえます。文化庁におかれましては、早急にコピーレフトの法整備について諸外国・非政府組織と連携し研究・整備するための研究会を立ち上げ、国際基準と日本法の地ならしと政府機関への採用を働きかけることで、先だって採決された改正著作権法で失った信用を回復していただけることを、心より希望するものであります。

蛇足ではありますが、改正著作権法の審議においては、文化庁からレコード輸入権の導入に反対する集会などに、誰一人出席がなかったことが委員会質問の際に明らかにされ、驚きを禁じ得ませんでした。著作権に関する問題に直面しているのは商業組織や消費者のみならず、自由に利用可能な資源を作り上げようと孤軍奮闘している教育系 NPO にもおりますので、認識を新たに、積極的な支援を頂ければと思っております。

[1]<http://ja.wikipedia.org/>

[2]http://meta.wikimedia.org/wiki/Translation_requests/PR-1mil/Ja:

[3]<http://www.gnu.org/copyleft/fdl.html#SEC1>

[4]<http://www.gnu.org/licenses/gpl.ja.html>

GFDL は GPL をプログラムではなく文章に対して適用するために整備したものです。

[5]<http://creativecommons.jp/>

クリエイティブ・コモンズは日本組織が日本法準拠版を制作しましたが、自由利用

マークとの併用を否定するものではないことも同時に明言しています。

[6]http://www.nicer.go.jp/lom/program/search/tokuteiryoubi.php?uid=&orgid=&sid=&use_support=t&inresult=t

[7]現在ウィキペディア日本語版においては小泉純一郎内閣総理大臣の顔写真が英語版からの転載との記述で掲載されていますが、これは日本の著作権法との不一致から後日削除される予定です。現在はこの項目に対する悪戯から編集が凍結されています。

以上

個人

会計報告をすべきです。年金事業団のような不正をさせないために。包括契約の基準額が非現実的で、現状と著しく乖離しています。変更すべきです。また包括契約自体、著作権料の支払い先が不明な異常なもので、廃止すべきです。本来、音楽文化振興の目的の筈の団体が、現実には長年にわたって音楽の環境の為に尽力してこられた方々を、圧殺しようとしています。国家の良識を望みます。著作権は国が管理すべきなのです。